笹岡発言部分と、それに対する座長のご意見　議事録

笹岡今日はお時間をくださってありがとうございました。私からは、子どもの人権、子どもの権利について資料を提出させていただいておりますので、お目を通していただけたら助かります。

この自治基本条例の骨子案素案を読ませていただき、また可能な時には傍聴させていただき、この自治基本条例の素案の持っている特色としてすごく感じたのは、この情報公開とかといった武蔵野市として非常に市民参加型の自治を目指してきたというかたちが見て取れる、そういった思いも感じられる自治基本条例の素案だなと思って読んでおりました。

しかしながら、子どものことに関しては全く入っていないなというのが、私、子育て世代からしてはちょっと違和感を感じざるを得ませんでした。

ほかの自治体の例を出させていただいております。新宿区の自治基本条例、厚木市の自治基本条例、また大分市のまちづくり自治基本条例、これだけではないのですけれども、わかりやすいので切り取らせていただきました。

これらには、子どもの権利、子ども達が、子どもは権利の主体であり社会の一員、これは武蔵野市の一員として一緒に学んで、成長する権利が保障されていることと、武蔵野市のまちづくりの参画が保障されていること、子どもというのは武蔵野市の歴史とこれからを継承していう次世代の担い手であること、そういったエッセンスをどこかにでもいいので入れていただきたいと思っています。

この子どもの権利については、たしか私が傍聴した時がその前の段階で却下されていたと思います。ちょうど「ええっ？」と思って聞いていたので、そうだったと思うのですけれども、私は、やはり今この時点で自治基本条例を作るのに、未来志向型というものにもかかわってくると思いますが、子どものことが全く書かれていないというのは、やはり若い世代、またその子ども達から見てどう映るのかなというのがとても気になっているところです。

ただ、今の時点で、この市民の権利というよりは、市民の役割として位置づけられていて、今から子どもの権利という章立てをしろというのは少し無理があるかと思いますので、私からの提案といたしましては、前文の部分に「子どもは武蔵野市の歴史とこれからを継承していく次世代の担い手であること」、これは、例えば大分市のまちづくり自治基本条例を例に出させていただきましたが、そのようなニュアンスとして入ってきています。

また、市民の役割の部分にも、その子どものところを少しでもカバーするような言葉をぜひ入れていただきたい。

子どもの権利に関しては、1998年の国連子どもの権利委員会から日本政府に対して、「この子どもの権利の感覚が社会に浸透していない」という指摘を受けています。

そして元上智大学教授の網野教授も、先日、子どもの権利のこの言葉の普及だけではなく、実践に対しても不十分であるというお話をされていました。

そして、東京大学の名誉教諭の堀尾先生も、子どもの権利はすべての人権のベースである。そういったようなお話をされています。

ですので、エッセンス的なものでもいいですので、子どもの権利に関わる言葉、またその思いをこの自治基本条例に少しでも入れていただけたら、

自治というものは子どものころからシチズンシップとして持っておくべき感覚だと思っておりますし、子どもたちが武蔵野市の中で育つ中で、そういったものを体感しながら成長していっていただきたいと思っておりますので、

その思いをぜひ、１８歳は現状ではいっているのだからというような前回却下のときの話だったと思いますけれども、そうではなくて、今あえて言及しなければいけないのだという社会の動きも鑑みて、この言葉、そしてこの思いをなんらかの形で入れていただけたらなと要望したいと思います。

（略）

座長したがって、もう一つ、笹岡議員からの子どもの権利。子どもの権利というのも、子どもというのは、何を、どの世代を捉えて子どもなのか。子どものいったら、今度は老人も要るでしょうとか、こういうふうになって、では老人の権利とか、**いろいろな世代間の問題がある**。この問題があって、武蔵野市は青少年会館とか婦人会館を作っていないのです。今までの流れの中で。それを世代で割ったらおかしいだろう。誰れも共通できる、したがって**「市民」といっただけで、これは当然子どもが含まれる。**

ただし、**私は、これで前文の中にとか、どこかに子どもの権利を入れて欲しいと、これは賛成です**。**もしかしたら議論の中で飛んでいるかもしれません**ので、これはあるかな。

ただ、個別具体的になると、では「子どものいうのは何歳をもって子どもなの？」「未成年なの？児童なの？」、こんなような問題があって、ここに新宿区の例が載っていますけれども、「その年齢に応じた市民の責務を負う」。「その年齢に応じた市民の責務」って何ですか。

こういう不確定な要素によって、それを責務という義務的な規定を設けられてもやりようがないのかなと具体的に思います。

**ただし、自治基本条例ですから、子どもの権利とかいうものを明確にすべきだという意見には賛成です。**

（以上）